

東彼杵町規則第6号

職員の定年引上げ等に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

職員の定年引上げ等に伴う関係規則の整備に関する規則

(職員の給与に関する規則の一部改正)

第1条 職員の給与に関する規則(昭和39年規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
附 則 <u>2 職員の給与に関する条例附則第12項又は第13項の規定の適用により職員の給料月額が異動することとなった場合には、任命権者の定めるところにより、当該職員にその旨を通知するものとする。</u>	附 則 〔新設〕

(管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正)

第2条 管理職員特別勤務手当に関する規則(平成3年規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
附 則 <u>2 当分の間、条例附則第12項の規定の適用を受ける職員に対する次の各号に掲げる管理職員特別勤務手当の支給額</u>	附 則 〔新設〕

は、当該各号に規定する額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）とする。

(1) 条例第22条第3項第1号の規則で定める額

(2) 条例第22条第3項第2号の規則で定める額

(管理職手当に関する規則の一部改正)

第3条 管理職手当に関する規則（昭和43年規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p><u>2 職員の給与に関する条例附則第12項の規定の適用を受ける職員に対する第3条の規定の適用については、当分の間、同条中「次の各号に定める額」とあるのは、「次の各号に定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>[新設]</p>

(技能労務職員の給与に関する規則の一部改正)

第4条 技能労務職員の給与に関する規則(昭和36年規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(昇格昇給)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第4第3項 _____ の規定により採用された職員(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。)の給料月額は、給料表の<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>の欄に掲げる給料月額のうち、<u>第2条第3項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員</u>の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第2号)第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>6 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>(昇格昇給)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 地方公務員法 _____ 第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員(以下「<u>再任用職員</u> _____」という。)の給料月額は、給料表の<u>再任用職員</u> _____ の欄に掲げる給料月額のうち、<u>その者の属する職務の級に応じた額とする。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>6 地方公務員法第28条の5第1項に規定する再任用短時間勤務職員の給料月額は、給与条例第6条の2の規定に<u>準じる。</u></p>

(諸手当の支給)

第6条 (略)

2 (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員の通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当及び特殊勤務手当の額並びに支給方法については一般職員の例によるものとする。

附 則

3 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

4 前項に規定するもののほか、職員が60歳に達した日後における当該職員の給料月額については、一般職員の例による。

別表第1 (第2条関係)

技能労務職給料表

(諸手当の支給)

第6条 (略)

2 (略)

3 再任用職員の通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当及び特殊勤務手当の額並びに支給方法については一般職員の例によるものとする。

附 則

[新設]

[新設]

別表第1 (第2条関係)

技能労務職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	職務の級	1級	2級	3級	4級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
(略)					(略)				
定年前再任用短時間勤務職員	193,600	204,700	223,200	244,000	再任用職員	193,600	204,700	223,200	244,000

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第5条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(時間外勤務を命ずる際の考慮)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 任命権者は、<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）</u>その他の同条第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）に時</p>	<p>(時間外勤務を命ずる際の考慮)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 任命権者は、<u>再任用短時間勤務職員</u></p> <p>に時</p>

間外勤務を命ずる場合には、定年前再任用短時間勤務職員等の正規の勤務時間が常時勤務を要する職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。

(年次有給休暇の日数)

第11条 条例第12条第1項第1号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。ただし、その日数が労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

(1) 齊一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員等のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。） 20日に当該齊一型短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数

(2) 不齊一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員等のうち、齊一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。） 155時間に条例第2条第2項から第4項までの規定に基づき定

間外勤務を命ずる場合には、再任用短時間勤務職員の正規の勤務時間が常時勤務を要する職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。

(年次有給休暇の日数)

第11条 条例第12条第1項第1号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。ただし、その日数が労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

(1) 齊一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員等のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。） 20日に当該齊一型短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数

(2) 不齊一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員等のうち、齊一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。） 155時間に条例第2条第2項から第4項までの規定に基づき定

められた当該不斉一型短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7時間45分を1日として日に換算して得た日数

2 (略)

第11条の2 条例第12条第1項第2号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とする。

(1) (略)

(2) 当該年度において地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等（条例第12条第1項第3号に規定する地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等をいう。以下この条において同じ。）となった者で、引き続き新たに職員となったもの 地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等となった日において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者の採用月に応じた別表第1の年次休暇の日数に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数（この号に掲げる職員が定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法第22条の4第3項
_____の規定により採用された

められた当該不斉一型短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7時間45分を1日として日に換算して得た日数

2 (略)

第11条の2 条例第12条第1項第2号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とする。

(1) (略)

(2) 当該年度において地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等（条例第12条第1項第3号に規定する地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等をいう。以下この条において同じ。）となった者で、引き続き新たに職員となったもの 地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等となった日において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者の採用月に応じた別表第1の年次休暇の日数に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数（この号に掲げる職員が再任用職員（地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された

職員をいう。第4項において同じ。)である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、町長が別に定める日数) (当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数)

2・3 (略)

4 条例第12条第1項第3号の規則で定める日数は、20日に当該年度の前年度における年次休暇に相当する休暇又は年次休暇の残日数(当該日数が20日を超える場合は20日)を加えて得た日数から、職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇又は年次休暇の日数を減じて得た日数(同号に掲げる職員が定年前再任用短時間勤務職員である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、町長が別に定める日数)(当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数)とする。

5 (略)

(育児短時間勤務に勤務形態を変更する場合等の年次有給休暇)

第11条の3 次の各号に掲げる場合において、1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数(以下「勤務形態」という。)が変更されるときに当該変更の日以後における職員の年次休暇の日数は、当該年度の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあっては条例第1

職員をいう。第4項において同じ。)である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、町長が別に定める日数) (当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数)

2・3 (略)

4 条例第12条第1項第3号の規則で定める日数は、20日に当該年度の前年度における年次休暇に相当する休暇又は年次休暇の残日数(当該日数が20日を超える場合は20日)を加えて得た日数から、職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇又は年次休暇の日数を減じて得た日数(同号に掲げる職員が再任用職員である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、町長が別に定める日数)(当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数)とする。

5 (略)

(育児短時間勤務に勤務形態を変更する場合等の年次有給休暇)

第11条の3 次の各号に掲げる場合において、1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数(以下「勤務形態」という。)が変更されるときに当該変更の日以後における職員の年次休暇の日数は、当該年度の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあっては条例第1

2条第1項第1号又は第2号に掲げる日数に同条第2項の規定により当該年度の前年度から繰り越された年次休暇の日数を加えて得た日数とし、当該年度の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては当該日数から当該年度において当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）（当該日数が変更の前日における日数を下回る場合は変更の前日における日数）とし、当該年度の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては当該勤務形態を始めた日においてこの条の規定により得られる日数から同日以後当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）（当該日数が変更の前日における日数を下回る場合は変更の前日における日数）とする。

- (1) 育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員以外の職員が1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である育児短時間勤務（以下この条において「斉一型育児短時間勤務」という。）

2条第1項第1号又は第2号に掲げる日数に同条第2項の規定により当該年度の前年度から繰り越された年次休暇の日数を加えて得た日数とし、当該年度の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては当該日数から当該年度において当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）（当該日数が変更の前日における日数を下回る場合は変更の前日における日数）とし、当該年度の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては当該勤務形態を始めた日においてこの条の規定により得られる日数から同日以後当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）（当該日数が変更の前日における日数を下回る場合は変更の前日における日数）とする。

- (1) 育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員以外の職員が1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である育児短時間勤務（以下この条において「斉一型育児短時間勤務」という。）

を始める場合、斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続き勤務形態を異にする斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が斉一型育児短時間勤務若しくは斉一型短時間勤務（育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。次号において同じ。）を終える場合 勤務形態の変更後における1週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における1週間の勤務日の日数で除して得た率

(2) 育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員以外の職員が、斉一型育児短時間勤務以外の育児短時間勤務（以下この条において「不斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続き勤務形態を異にする不斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が不斉一型育児短時間勤務若しくは育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち斉一型短時間勤務以外のものを終える場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

(3) ・ (4) (略)

を始める場合、斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続き勤務形態を異にする斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が斉一型育児短時間勤務若しくは斉一型短時間勤務（育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。次号において同じ。）を終える場合 勤務形態の変更後における1週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における1週間の勤務日の日数で除して得た率

(2) 育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員 _____以外の職員が、斉一型育児短時間勤務以外の育児短時間勤務（以下この条において「不斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続き勤務形態を異にする不斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が不斉一型育児短時間勤務若しくは育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち斉一型短時間勤務以外のものを終える場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

(3) ・ (4) (略)

(年次有給休暇の繰越し)

第12条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員等に係る条例第12条第2項の規則で定める日数は、各年度末において、当該年度に使用できる年次有給休暇の残日数が当該年度に新たに付与された日数を超えない職員にあつては当該残日数、当該年度に新たに付与された日数を超える職員にあつては当該付与された日数とする。

(年次有給休暇の繰越し)

第12条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員等に係る条例第12条第2項の規則で定める日数は、各年度末において、当該年度に使用できる年次有給休暇の残日数が当該年度に新たに付与された日数を超えない職員にあつては当該残日数、当該年度に新たに付与された日数を超える職員にあつては当該付与された日数とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置) 技能労務職員

第2条 改正後の技能労務職員の給与に関する規則(以下「新技能労務職員給与規則」という。)附則第3項及び第4項の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

2 暫定再任用職員についての新技能労務職員給与規則の適用については、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和5年条例第14号)附則第3条第1項から第4項までの規定を準用する。

(経過措置) 職員の勤務時間休暇

第3条 暫定再任用職員であって同法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、同条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する規則の規定を適用する。

第4条 前2条に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。